

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年2月15日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	岩手県 沖合海面	1月1日から3月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市に漁業根拠地を有するもの	4

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月15日から令和5年3月17日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定

め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。